

4月より燃えないごみ(金物類・ガラス類)の分別が変更になります。

燃えないごみ(金物類・ガラス類)から、「飲料缶・びん・不燃物」の3項目に分かれ、資源化の推進のため収集区分が変更となります。

収集については、週毎に収集品目が変わります。

(例)第1週 飲料缶 ↓ 第2週 びん ↓ 第3週 不燃物 ↓ 第4週 飲料缶

詳しくは、平成31年3月15日頃配布されます「ごみ収集日程表」をご覧ください。

【平成31年3月31日まで】

燃えないごみ(金物類)

燃えないごみ(ガラス類)

【平成31年4月1日から】

飲料缶(資源)・びん(資源)

不燃物

○出し方

・透明または半透明の袋に入れて出してください。

○出す日

・収集日程表に記載されている各指定日に出してください。

・また、4月1日(月)からは、祝日(土、日以外)も資源(飲料缶・びん)、不燃物の収集を行います。

問合せ▼ 環境政策課廃棄物対策係

(管内線1881)

本市民課 休日窓口開設日

3月3・17日 4月7日
午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

品目	対象	注意事項
飲料缶 (資源)	飲料用の缶のみ(アルミ、スチール) ※缶詰、スプレー缶は不燃物	・中身をすべて出して、中をすすいでください。 ・吸い殻などのごみを入れないでください。 ・アルミ缶とスチール缶はまとめて出せます。 ・飲料以外の缶、一斗缶は「不燃物」になります。
びん (資源)	飲料用・食料用のびん・化粧品類・飲み薬などのびん ※ガラス製品、薬品(農薬、劇薬)びんは不燃物	・中身をすべて出して、中をすすいでください。 ・吸い殻などのごみを入れないでください。 ・ふたは必ずはずしてください。 ・(プラスチック製は燃えるごみ、金属製は不燃物) ・ビールびん、一升瓶などのリターナブルびんは、できるだけ販売店へ戻しましょう。
不燃物	缶詰、小型金属製品(やかん、なべ、スプーン、フライパン)カセットボンベ、スプレー缶、ガラス製品、薬品(農薬、劇薬)びん、陶磁器	・50cm以下のものを出す。(50cm以上あるもの…「粗大ごみ」となり、碓氷川クリーンセンターへ直接搬入(有料)になります。) ・刃物や割れたガラス類は紙に包んで出す。 ・スプレー缶は穴を開けず、必ず中身を使い切り、その他の不燃物と分けて出してください。使いきれない場合は、碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

4月1日から固定資産縦覧帳簿の縦覧・課税台帳の縦覧を行います

市では、土地や家屋などの「固定資産縦覧帳簿」の縦覧、「課税台帳」の縦覧を次のとおり行います。特に平成30年中に土地の所有権移転や地目変更、家屋の新増築や取り壊しなどをした人はご覧ください。

縦覧・閲覧場所▼ 困務課固定資産税係・困住民福祉課税務係係

※路線価なども公開しています。

○固定資産縦覧帳簿の縦覧

縦覧期間▼ 4月1日(月)～5月31日(金)(土、日曜日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分)

料金▼ 無料

縦覧できる人▼

- ① 納税者本人または同居の親族
- ② 委任を受けた人(委任状と免許証などを持参ください)
- ③ 納税管理人(免許証などを持参ください)

○課税台帳の縦覧